

統計番号 Statistical code		品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)								単位 Unit		
番号 H.S. code			基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	ASEAN アセアン	フィリピン Philippines	I	II
16.01	1601.00	ソーセージその他これに類する物品(肉、くず肉又は血から製造したものに限る。)及びこれらの物品をもととした調製食料品	10%		(10%)		無税										附属書1 第2部第1 節注釈9 に定める 関税割当 数量以内 のもの 8.8%	KG
16.02	1602.10	その他の調製をし又は保存に適する処理をした肉、くず肉及び血 均質調製品	25%		21.3%		無税					19.2%				21.3%		KG
1602.20	010	動物の肝臓のもの 1 牛又は豚のもの	25%		21.3%		無税				16.0%				21.3%	18.8%	KG	
091	8%	2 その他のもの - 気密容器入りのもの	8%		6%	3%	無税				5.4%				6%	2.8%	KG	
099		- その他のもの														5.6%	KG	
1602.31	100	第01.05項の家きんのもの 七面鳥のもの 1 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	KG	
	210	2 その他のもの (1)牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	25%		21.3%		無税									21.3%		KG
1602.32	290	(2)その他のもの 鶏(ガルルス・ドメスティクス)のもの 1 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)	8%		6%	3%	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	KG	
100		2 その他のもの (1)牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	KG	
	210		25%		21.3%		無税									21.3%		KG
290		(2)その他のもの	8%		6%		無税									4.5%	5.8%	KG
1602.39	100	その他のもの 1 腸、ぼうこう又は胃の全形のもの及び断片(単に水煮したものに限る。)	無税		(無税)			無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	無税	KG	
	210	2 その他のもの (1)牛若しくは豚の肉又は牛若しくは豚のくず肉を含有するもの	25%		21.3%		無税									21.3%		KG
290		(2)その他のもの 豚のもの	8%		6%		無税	3.0%	無税	2.0%	3.0%	3.0%	4.0%	4.0%	4.0%	4.0%	KG	
1602.41	100	豚のもの もも肉及びこれを分割したもの 1 ハム及びベーコン(滅菌したものを除く。)、プレスハム (豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。)並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉(1個の重量が10グラム以上のものに限る。)のみから成るもの(調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。)	(10%)				無税		※1		※2						KG	
	011	*[1]課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの				1キログラムにつき 豚肉加工品に係る 基準輸入 価格に1.5 を乗じて 得た額と 課税価格 に0.6を乗 じて得た 額との差 額	(1,035円 /kg)											KG
019		*[2]課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	8.5%		(8.5%)												KG	
090	2	2 その他のもの	25%		20%		無税									20%	附屬書1 第2部第1 節注釈5 に定める 関税割当 数量以内 のもの 16%	KG
1602.42	100	肩肉及びこれを分割したもの 1 ハム及びベーコン(滅菌したものを除く。)、プレスハム (豚の肉又はくず肉及びつなぎから成るものに限る。)並びにその他の調製をし又は保存に適する処理をした物品で豚の肉又はくず肉(1個の重量が10グラム以上のものに限る。)のみから成るもの(調味料、香辛料その他これらに類する物品を加えてあるかないかを問わない。)	(10%)				無税		※1		※2						KG	
	011	*[1]課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格以下のもの				1キログラムにつき 豚肉加工品に係る 基準輸入 価格に1.5 を乗じて 得た額と 課税価格 に0.6を乗 じて得た 額との差 額	(1,035円 /kg)										KG	
019		*[2]課税価格が1キログラムにつき、豚肉加工品に係る分岐点価格を超えるもの	8.5%		(8.5%)												KG	
090	2	2 その他のもの	25%		20%		無税									20%	附屬書1 第2部第1 節注釈13 に定める 関税割当 数量以内 のもの 17.5%	KG



統計番号 Statistical code	品名 Description	関税率 Tariff rate					関税率(経済連携協定) Tariff rate (EPA)									単位 Unit	
		基本 General	暫定 Temporary	WTO協定 WTO	特恵 GSP	特別特恵 LDC	シンガポール Singapore	メキシコ Mexico	マレーシア Malaysia	チリ Chile	タイ Thailand	インドネシア Indonesia	ブルネイ Brunei	アセアン ASEAN	フィリピン Philippines	I	II
	010	－ 気密容器入りのもの以外のもの			7.2%				3.6%		4.5%		7.2%	7.2%	5.4%		KG
	090	－ その他のもの									6.0%			8.8%	7.2%		KG
1604.12	000	にしん	9.6%		(9.6%)	7.2%	無税							8.8%	5.4%		KG
1604.13	010	いわし	9.6%		(9.6%)	7.2%	無税							8.8%	4.8%		KG
	090	－ 気密容器入りのもの															KG
	010	－ その他のもの															KG
1604.14		まぐろ、はがつお(サルダ属のもの)及びかつお	9.6%		(9.6%)		無税							8.8%			
	010	－ かつお(気密容器入りのものに限る。)				6.4%						3.2%					
	091	－ その他のもの				7.2%											
	092	－－ かつお節										3.6%					KG
	099	－－ まぐろ(気密容器入りのものに限る。)										4.8%					KG
1604.15	000	さば	9.6%		(9.6%)	7.2%	無税							8.8%	5.4%		KG
1604.16	000	かたくちいわし	9.6%		(9.6%)	7.2%	無税					3.6%		8.8%	3.6%		KG
1604.19		その他のもの	9.6%		(9.6%)	7.2%	無税										
	010	－ うなぎ													8.8%		KG
	020	－ 節類													7.2%	4.8%	KG
	090	－ その他のもの													7.2%	4.8%	KG
1604.20		その他の調製をし又は保存に適する処理をした魚															
	1	卵															
		(1)にしん(クルペア属のもの)又はたら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)のもの	12.8%				無税										
		－ にしん(クルペア属のもの)のもの				11%			6.9%						8.3%		
	011	－－ 気密容器入りのもの				9.6%						4.8%		6.0%	7.2%	8.3%	KG
	012	－－ その他のもの				9%						5.5%		8.0%	8.3%	9.0%	8.3%
		－ たら(ガドウス属、テラグラ属又はメルルシウス属のもの)のもの													8.3%	6.8%	
	013	－－ 気密容器入りのもの															KG
	014	－－ その他のもの															KG
	019	(2)その他のもの	6.4%		(6.4%)		無税	3.2%		2.1%		4.0%	4.3%	4.3%	4.8%	4.3%	
	020	2 その他のもの	9.6%		(9.6%)	7.2%	無税	3.2%	1.6%		3.0%		4.3%		8.8%	3.6%	
1604.30		キャビア及びその代用物	6.4%		(6.4%)	4.8%	無税	3.2%								3.2%	
	010	－ イクラ													4.8%		KG
	090	－ その他のもの													5.2%		KG
16.05		甲殻類、軟体動物及び他の水棲無脊椎動物(調製し又は保存に適する処理をしたものに限る。)															
1605.10		かに															
	010	1 気密容器入りのもの(くん製したものを除く。)	6.5%		5%	7.2%	無税	無税							5%	3.3%	KG
		2 その他のもの	9.6%		(9.6%)		無税										
	021	－ 米を含むもの															KG
	029	－ その他のもの															KG
1605.20		シュリンプ及びブローン															
		1くん製したの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	4.8%		(4.8%)	3.2%	無税	無税				無税	無税	無税	無税	無税	
	011	－ 単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し又は冷凍したもの						2.4%		1.1%							KG
	019	－ その他のもの	6%		5.3%		無税		無税								KG
	021	2 その他のもの															KG
	029	－ 米を含むもの						2.7%	無税	無税		無税	無税	無税	無税	3.5%	
1605.30		ロブスター															
	010	1くん製したの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	4.8%		(4.8%)	3.2%	無税				2.3%				4.8%		KG
	020	2 その他のもの	6%		5%		無税								5%		KG
1605.40		その他の甲殻類															
	1	えび															
	011	(1)くん製したの及び単に水若しくは塩水で煮又はその後に冷蔵し、冷凍し、塩蔵し、塩水漬けし若しくは乾燥したもの	4.8%		(4.8%)	3.2%	無税								4.8%	2.1%	KG
	012	(2)その他のもの	6%		5%		無税								5%	3.3%	KG
	200	2 その他のもの	9.6%		(9.6%)	7.2%	無税	6.0%	3.6%	5.2%	4.5%	5.4%	7.2%	7.2%	5.4%		
1605.90		その他のもの															
	110	1くん製したの	9.6%		6.7%		無税										
		－ いか、帆立貝及び貝柱のもの													6.4%	3.4%	KG
	190	－ その他のもの						6.4%		3.4%					5.0%	4.3%	
		2 その他のもの															
		(1)いか及びくらげ															
	212	－ いか															KG
	213	－－ 気密容器入りのもの															KG
		－－ 米を含むもの															
	214	－－ その他のもの															
	219	－－ その他のもの															
	211	－ くらげ															
	220	(2)なまこ及びうに	12%		10%	8%	無税	6.3%		4.0%		5.0%			9.1%	6.0%	
		(3)その他のもの	9.6%		(9.6%)	7.2%	無税										